

令和3年2月12日作成

文部科学省 令和元年度 学校における医療的ケア実施体制構築事業
【教員用】学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）
PDF資料補足・訂正について

標記テキストをご利用いただきましてありがとうございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが下記のとおり訂正させていただきますので、ご確認の上、ご活用のほどよろしくお願いいたします。

●PDF 全体版

P.12 序章 説明文の追加

- モデル事業において、現場の教職員が喀痰吸引等の実施に協力した背景は、何
- ➡モデル事業において、現場の教職員が喀痰吸引等の実施に協力した背景は、何より子どもの成長につながるという事実があったのである。

P.28 第1章 説明文の追加

- 障害者総合支援法から
- ➡障害者総合支援法から給付することが認められています。

P.35 第1章 説明文の追加

- 医療職から助言や指導を受けることが、
- ➡医療職から助言や指導を受けることが、極めて重要となっています。

P. 99 第2章 説明文の追加

- 教職員が通常に行う行為として認められた行為ではありませんが、医師、看護師、家族と協働
- ➡教職員が通常に行う行為として認められた行為ではありませんが、医師、看護師、家族と協働して介護をする上で、教職員も知識をもつことは有用です。

P. 106 第2章 説明文の追加

- タオルの共有は感染のお
- ➡タオルの共有は感染のおそれがありますので、絶対に共有しないようにしましょう。

●PDF 分割版

序章 P.12 説明文の追加

- モデル事業において、現場の教職員が喀痰吸引等の実施に協力した背景は、何
- ➡モデル事業において、現場の教職員が喀痰吸引等の実施に協力した背景は、何より子ども
の成長につながるという事実があったのである。

第1章

P.28 説明文の追加

- 障害者総合支援法から
- ➡障害者総合支援法から給付することが認められています。

P.35 説明文の追加

- 医療職から助言や指導を受けることが、
- ➡医療職から助言や指導を受けることが、極めて重要となっています。

第2章

P. 99 説明文の追加

- 教職員が通常に行う行為として認められた行為ではありませんが、医師、看護師、家族と協働
- ➡教職員が通常に行う行為として認められた行為ではありませんが、医師、看護師、家族と協働して介護をする上で、教職員も知識をもつことは有用です。

P. 106 説明文の追加

- タオルの共有は感染のお
- ➡タオルの共有は感染のおそれがありますので、絶対に共有しないようにしましょう。